

意見書案第2号

「森林環境税（仮称）」の導入のあり方における
議論の活性化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成20年3月25日提出

議会運営委員会
委員長 鎌 田 誠

「森林環境税（仮称）」の導入のあり方における
議論の活性化を求める意見書

北海道の森林面積は554万ヘクタールあり、北海道の総面積の71%に当たり、日本の森林面積の22%を占める広さを有している。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給するとともに、水資源の涵養機能、洪水や土砂災害などを防止する機能を持ち、その自然環境の多様さはさまざまな生物の生息地であり、人々の保健休養の場でもある。また、最近では、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されている。

しかし、高齢化や過疎など林業を取り巻く環境の悪化や違法伐採など、山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林整備が喫緊の課題となっている。また、地球温暖化問題に関連すると思われる猛暑や渇水、さらに集中豪雨などの異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性がクローズアップされてきている。

そのため、国に頼るばかりではなく、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「森林環境税（仮称）」についての議論が、他府県では活発に行われている。既に、導入している県が高知県を初め29県あり、検討中の県が15県ほどある。「森林環境税」における議論の活性化により、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識を高める効果も期待できる。

また、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、地球環境を守る行動が切望されているところでもある。

以上の趣旨により、当市議会は「森林環境税」の導入における議論の活性化を求める立場から、道においても「森林環境税」の導入のあり方について、一層の議論の活性化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岩見沢市議会

提出先
北海道知事